

# 平成21年度決算を認定

# 9月定例会

平成22年第3回定例会の日程（会期18日間）		
8/31	本会議	開会 議・議案第1号、諮問第1、2号、 議案第41～43号採決 議案第44～57号委員会付託
9/1・2	決算特別委員会	付託議案審査
6	総務常任委員会	付託議案審査
7	産業建設常任委員会	付託議案審査
8	文教厚生常任委員会	付託議案審査
14	本会議	一般質問（5人）
15	本会議	一般質問（4人）
16	本会議	一般質問（4人）
17	本会議	議案第44～57号採決 閉会

平成22年第3回鶴ヶ島市議会定例会が8月31日から9月17日までの18日間の会期で開催されました。

本定例会では、議員提出議案1件、市長提出議案19件を審議しました。

また、一般質問は3日間にわたり行われ、13人の議員が登壇しました。

## 議会改革進行中

# 議会基本条例を改正

「反問権」を明文化し、「基本計画」を議決事件として追加

市議会は、「もっと身近な議会、もっと開かれた議会」を目指して議会改革を行っています。

議会改革の一環として、平成21年3月に「議会基本条例」を制定しました。

議会基本条例は、市議会の最高規範ともいえる条例で、議会と議員の活動原則や市民参加を推進することなどを明文化しました。

今回の改正点は、次の2点です。

◆「反問権」を明文化

本会議や委員会での論点を明確にして、より活発で充実した議論を行うために、議員の質問に対して執行部が質問できる、いわゆる反問権を条例で定めました。

◆「基本計画」を議決事件に追加

市では、23年度から32年度までの市のまちづくりの指針となる「第5次鶴ヶ島市総合計画」を策定しています。

総合計画は、今後の市のまちづくりの指針となる重要な計画です。議会としても積極的に総合計画の策定にかかわっていくべきとの考えから、総合計画のうち、基本計画を新たに議決事件としました。

※総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3部構成となっています。これらのうち、おおむね10年先の目指す

べき市の将来像を描いた「基本構想」に基づき、前期・後期それぞれ5年間の取り組みを体系化したものが「基本計画」です。

改正後の議会基本条例（抜粋）  
（議員と市長その他の執行機関との関係）

第6条 議員と市長その他の執行機関は、議会の会議に当たっては、市政上の論点及び争点を明確にするとともに、緊張関係の保持に努めなければならない。

2 本会議又は常任委員会若しくは特別委員会に出席した市長その他の執行機関及びその職員は、議員から質問又は質疑を受けたときは、その論点を整理するために、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対して質問をすることができる。

（議決すべき事件）  
第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、基本計画（法第2条第4項に規定する基本構想を実現するための基本的な計画で、市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。）の策定、変更又は廃止とする。

## 陳情

陳情1件が提出されました

○安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情